

「2023 年中国專利調査報告」の概要紹介

2024 年 4 月 17 日
JETRO 香港事務所

2024 年 4 月 15 日、国家知識産権局 (CNIPA) から、「**2023 年中国專利調査報告**」(2023 年中国專利調査報告¹) (表紙等も含め全 153 頁) が公表された。

本報告は、2022 年末時点で有効な專利²を対象としたアンケート調査^{3,4}の結果をまとめたものであり、主な調査結果は以下のとおり。([] 内の数字は前年比)

(1) 中国での専利の転化運用の有効性が更に向上。産業化率と利益が着実に増加。

- ① 発明専利、実用新案、意匠の産業化率⁵は、順に 39.6% [2.9%増] (5 年連続増)、57.1% [12.2%増]、66.0% [7.3%増]。
- ② 企業全体の発明専利の産業化率は 51.3% [3.2%増]。小型と微型の企業は、減少傾向から転じて、53.9% [8.6%増]、33.8% [11.8%増]。
- ③ 企業の発明専利の産業化による平均収入⁶は 829.6 万元/件 [**3.8%増**]。自社ブランド製品での平均収入 1,067.1 万元/件(OEM 製品 462.1 万元/件の 2 倍以上)。
- ④ 企業の専利権者の 55.2% [**6.5%増**] がハイエンド専門人材の不足が専利産業化を制約する最大の問題と回答。52.3%が知財権のハイエンド専門人材の育成・導入に対する政策支援を強化する必要ありと回答⁷。

(2) 産学研協力は専利転化の有効性を効果的に向上。企業により大きな利益を付与。

- ① 産学研協力において、研究開発サイクルが 1 年以上の発明専利の割合が 75.5% (他は 59.1%)、100 万元以上の研究開発費の割合は 16.4% (他は 12.4%)。
- ② 産学研協力で基礎研究を行う企業の割合は 65.2% (他の企業より 24.6%高い)、重要技術や核心技術において産学研協力を行う企業の割合は 56.1%。

¹ (原文) https://www.cnipa.gov.cn/module/download/down.jsp?i_ID=191587&colID=88

² 発明専利 (特許)、実用新案専利 (実用新案)、外観設計専利 (意匠) を含む総称。

³ (参考) 昨年度概要 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20230106_3.pdf

⁴ アンケート用紙は、専利権者アンケートと専利アンケートの 2 種類あり、前者を 18,000 枚、後者を 50,000 枚配布。回収率はそれぞれ 83.6%、80.5%。

⁵ 製品の市場投入を通じて使用された専利数/所有している有効な専利数、の割合のこと。

⁶ 専利権の使用で得られた収入だけでなく、他者に専利を実施許諾したことによる収入等も含む。

⁷ そのうち、医薬品製造業が 65.3%、自動車製造業が 61.4%で高い。

- ③ 産学研協力の発明専利の産業化率は39.7%。内、企業が第一専利権者の場合47.8%。企業の産業化平均収入は1033.2万元/件。全体平均は829.6万元/件。

(3) 国内の専利権侵害の割合が歴史的に低い水準。専利権者の権利擁護意識が向上。

- ① 国内で専利権侵害に遭遇した専利権者の割合は6.7% [1.0%減]。
- ② 権利侵害遭遇後、権利擁護措置を講じた専利権者の割合は83.1%⁸ [10.4%増]。
- ③ 賠償額500万元超の専利権侵害事件の割合は8.4% [1.4%増]。3年連続7%超。
- ④ 国内の知財権保護の強さは適切と回答した専利権者の割合は29.9% [6.3%増]。大幅に、または、段階的に強化の必要有りと回答した割合は69.3% [3.8%減]。

(4) 中国企業の専利の国際競争力はまだ弱い。リスク予防意識を更に強化する必要。

- ① 製品を海外輸出した企業の専利権者の割合は25.2%で、海外出願（PCT含む）した専利権者の割合（5.9%）の4倍以上⁹。
- ② 海外の専利を利用している企業の専利権者の割合は2.5%で、海外の企業または個人に専利を実施許諾または譲渡した割合（0.8%）の約3倍¹⁰。
- ③ 海外で知財権紛争に遭遇した企業の割合は2.4%¹¹ [0.4%増]。
- ④ 専利導入の過程で「技術導入が難しい」と回答した企業の専利権者の割合は9.7% [7.4%増]。国際的な経済・貿易競争の影響を受けたと回答した専利権者のうち、74.9%が研究開発投資の増加、54.4%が政策遵守の強化で対応と回答。

(5) 企業の知財権人材チーム拡大と高レベル人材・サービスに対する需要の多角化。

- ① 企業の90%以上が専任または非常勤の知財権管理者を有している¹²。
- ② 企業の専利権者の26.9%が知財権管理チームを拡大する予定¹³。
- ③ 専利の発掘・出願や専利製品開発前の権利侵害リスク調査等で、より高いレベルの専門人材・サービスを必要と回答した専利権者が比較的多い。

なお、大学と研究機関の産業化率は掲載されていない。

(以上)

⁸ そのうち、40.4%が権利侵害者と交渉して問題を解決、38.8%が弁護士書簡を発行して権利侵害の停止を要請、35.0%が裁判所に訴訟を提起、18.9%が行政処分を要請。

⁹ 大型、中型、小型、微型の企業でみると、順に1.6倍、4.1倍、4.7倍、4.8倍。

¹⁰ そのうち、大型企業が海外専利を利用する割合は6.5%で、実施許諾・譲渡する割合は2.0%。

¹¹ 大型企業で最も高く7.4%。海外知財権紛争の主な種類は、訴訟63.7%、貿易調査19.1%。

¹² 専任、非常勤の管理者がいる企業は順に61.3%、78.3%。専任者の平均人数は1.5人/社。

¹³ 縮小する予定の企業の割合2.0%を大幅に上回っている。拡充を計画している企業の割合は、電気機械設備製造業、医薬品製造業、自動車製造業で高く、順に35.7%、34.4%、32.8%。